

新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針 (令和2年4月15日改定版)

[趣旨]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進み、4月7日に内閣総理大臣より7都府県に係る緊急事態宣言が出された。また、本県においても感染者が増加するとともに、本市においても3例が確認されるに至った。

今後、本市においても感染が拡大した場合には、市民の命と健康が脅かされるとともに、十分な医療が提供できなくなるなど地域の医療崩壊も懸念される。従って感染拡大の防止に向けて、市全体が一丸となって万全の体制を取っていかなければならない。

市民の皆様と、市の方向性を共有するため、現時点での市の考え方について「新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針」としてお知らせするものである。

なお、今後、国等の方針、本市での状況の変化により、本対応方針は随時見直していく。

1 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止のため、次の事項を市民一人ひとりが順守するよう周知を図る。

- (1) 手洗いと咳エチケットを励行する。
- (2) 「換気が悪い」「人が密集する」「対面で会話する」の3つ条件が重なり合う環境を避ける。(以下、「3密」という。)
- (3) 不特定多数が利用する物品の消毒を徹底する。
- (4) 高齢者や基礎疾患のある人の感染防止に全力をあげる。
- (5) 感染拡大地域との人の不急の行き来を避ける。
- (6) 不要不急の外出を自粛する。

2 小中学校の再開について

- (1) 新学期に向けた対応について

4月19日(日)までを休業日としていたが、更に5月10日(日)まで、再度臨時休業を行う。始業式を小・中学校とも4月20日、入学式を小学校は21日か22日、中学校は20日に実施する。3密をさける感染予防対策を十分とった上、短時間で行う。

- (2) 入学式について

式典内容の精選、時間短縮、参集範囲や人数の制限など、学校の実情に応じて適切に対応する。

(3) 部活動について

部活動の実施は、県の方針に準拠する。(学校が再開するまで、部活動は行わない。)

3 保育園、学童保育について

(1) 保育所等について

- ①保育所等は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所する。
- ②保育所等の園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合または地域で感染が拡大している場合は、市において臨時休園を検討する。
- ③保育士等が不足するなど、やむを得ない場合は、仕事を休んでいる保護者に対し、市の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いする。

(2) 学童保育所について

- ①学童保育所は、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは単独で自宅にいることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意した上で、原則として開所する。
- ②学童保育所の子どもや職員が罹患した場合または地域で感染が拡大している場合は、市において臨時休業を検討する。

(3) 病児・病後児保育事業について、保育所は原則として開所する。但し、病児送迎サービス及び受診付き添いサービスについては、現在検討中。

4 市主催イベント等（共催等を含む）の開催基準について

感染拡大防止のため、当面の間、市主催イベントについては、原則、延期または中止とする。なお、止むを得ず実施する場合の詳細基準については別に定める。

5 公共施設の対応

感染拡大を防止するため、5月10日まで、学童保育所、保育園、食料品の販売を行う直売施設などの施設を除き臨時休館とする。

休館対象施設（163施設）

	施設区分	施設名
1	文化施設	市民会館、松山城址館
2	スポーツ施設	親子スポーツ会館、光ヶ丘プール、光ヶ丘野球場、光ヶ丘野球場屋内練習場、光ヶ丘テニスコート、光ヶ丘陸上競技場、国体記念テニスコート、

		勤労者体育センター、武道館、国体記念体育館、その他の施設
3	コミュニティ施設	各コミュニティセンター
4	保健福祉施設	中町にぎわい健康プラザ、市民健康センター（貸館部分）、平田健康福祉センター（ひらたタウンセンター内）（貸館部分）
5	保養観光施設	観光物産館、山王くらぶ、ゆりんこ、小林温泉、悠々の杜温泉施設（アイアイひらた）、鳥海山荘、鳥海高原家族旅行村
6	生涯学習施設	中央公民館、図書館、出羽遊心館、清亀園、公益研修センター（ホール・研修室・図書室）、その他の施設
7	博物館等	酒田市美術館、土門拳記念館、旧鐙屋、松山文化伝承館、その他の施設
8	集会施設	勤労者福祉センター（貸館部分）、悠々の杜活性化施設（アイアイひらた内）、酒田市公園会館、もくもく館、松山農村環境改善センター、酒田農村環境改善センター、平田農村環境改善センター、身体障害者福祉センター、その他の施設
9	直売施設	悠々の杜（アイアイひらた内）（直売・食材供給施設）

6 医療体制の確保

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、本地域においても医療機関と医療人材を守らなければならない。医療機関における感染拡大を防止するため、継続した発熱、強い倦怠感、息苦しさ等の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター」に相談するように促し、一般の医療機関を直接受診することがないように、引き続き、山形県の受診・相談体制等の周知に努めていく。

また、特に、感染拡大期及びまん延期等になると、日本海総合病院を中心とした地域の入院機能を維持することが重要となる。県などから「政府の基本方針」などに基づき、地域の医療体制等に関して具体的な要請があった場合は、地区医師会・薬剤師会等の関係団体及び山形県庄内保健所や庄内町・遊佐町等の近隣自治体と協議のうえ対応を検討していく。

加えて、本市独自の専門家組織である「酒田市新型コロナウイルス感染症に関する専門家会議」に意見を求めながら感染拡大防止、医療体制維持のため万全を期していく。

[酒田市新型コロナウイルス感染症に関する専門家会議構成]

- ①酒田地区医師会十全堂会長
- ②酒田地区歯科医師会長
- ③酒田地区薬剤師会長
- ④地方独立行政方法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院長
- ⑤その他市長が必要と認める者

7 経済対策

地域創生部商工港湾課に、新型コロナウイルス関連経済対策相談窓口を設置し、セーフティネット保証などの中小企業対策や雇用調整助成金の拡充などに対する市民からの問い合わせ等に対し総合的に対応している。

市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染症により、**不要不急の外出、各種会合、宴会等の自粛要請により特に経済的影響を受けている宿泊業、飲食業、タクシー、運転代行業者に補助金による支援を行うとともに、感染リスクにつながる3密の防止のため、出前及び持ち帰り対応を行う飲食事業者に対しても補助金による支援を行う。**

今後も、政府の緊急対策に連動し、影響を最小限にするよう適時適切に対応していく。

8 市職員の行動規制

本県での発生事例が、首都圏等からの持ち込みによる感染例が多くなっていることから、以下のとおり対応する。(令和2年4月8日通知)

(1) 緊急事態宣言対象地域居住等の職員の休暇の取扱い

緊急事態宣言対象地域に居住又は滞在していた職員(会計年度任用職員を含む。以下同じ。)、海外に滞在した職員は、基本的に帰市の日の翌日から起算して2週間を経過するまでは出勤困難として特別休暇とする。なお、帰市の日の翌日から2週間を経過していない職員については、残期間とする。

緊急事態宣言対象地域：

7都府県(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県)

(2) 職員の市外出張及び市外往来の制限【当面5月10日まで】

職員の市外出張については、原則として認めない。併せて、私事についても、原則として市外との往来は控える。(居住地及び勤務公署が市外の者の通勤は除く)どうしても行かざるを得ない場合は、3密に最大限配慮して行くこと。

(3) 緊急事態宣言対象地域からの訪問者等との接触の制限

【当面5月10日まで】

緊急事態宣言対象地域からの訪問者等の接触については、これを行わない。緊

急事態宣言対象地域を除く地域からの訪問者等の接触についても極力これを行わない。どうしても接触せざるを得ない場合は、3密に最大限配慮して行う。

(4) 帰省または来市した家族等を滞在させた職員の取扱い

緊急事態宣言対象地域から帰省または来市した家族等を滞在（同居を含む）させた職員については、滞在（同居を含む）させた緊急事態宣言対象地域から帰省または来市した家族等が、発熱等の体調不良となった場合、1の取扱いに準ずるものとする。

9 その他

・感染防止策を徹底することにより生じる新たな課題（家庭に長く居ることによる体力減退、家庭内暴力、児童虐待など）については、関係部局を中心に解決策を検討・推進する。

・島民への感染防止のため、5月10日まで飛島への渡島自粛を要請している。

・市でも、勤務場所の庁内分散や在宅勤務を試験的に導入し課題の整理をした上で実施を検討する。

・5月10日までの期間を「意識改革・行動変容徹底期間」と位置づけ、市職員を含む全ての市民が「3密」環境を作らないなどを徹底しゆるやかな再開に向けた準備をする期間とする。